

## 10 いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動にいきいきと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければならない。

そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行わなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、県、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

#### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やその他の所属集団の構成上、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成しなけれ

ばならない。

## 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。その際には、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校に関わる大人たちが一体となって、全ての生徒が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全體がいじめに關わる取組の重要性について認識し、情報集約担当者を中心として地域、家庭と一緒に取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめに関する情報の窓口を一元化するため、情報集約等に関する業務を担う担当者（情報集約担当者）を最低1名置くこととする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは本人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、情報集約担当者を中心に地域・家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、速やかに情報集約担当者に報告し、組織的に対応することができるよう、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図るなどの協力体制をつくる。

### **(3) いじめへの対処**

学校は、いじめがあることを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならぬ。とりわけ、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身に付けるための研修等を実施し、学校において、情報集約担当者を中心に組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

いじめに関して学校が把握した情報の記録（心のアンケート・生活アンケート等）は、該当生徒の卒業後少なくとも5年間保存すること。また、記録の破棄については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月、文部科学省）に則して、被害生徒・保護者に説明のうえ行う。また、個々の記録の保存については、当該いじめ事案への対応状況及び被害生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期間を改めて設定することもできる。

### **(4) 家庭や地域との連携**

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭・地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と家庭、地域が連携・協力して、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめの加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要である。

そのため、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## **3 いじめ防止等対策委員会の設置**

### **(1) 目的**

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は「人吉二中いじめ防止等対策委員会」とする。

### **(2) 機能**

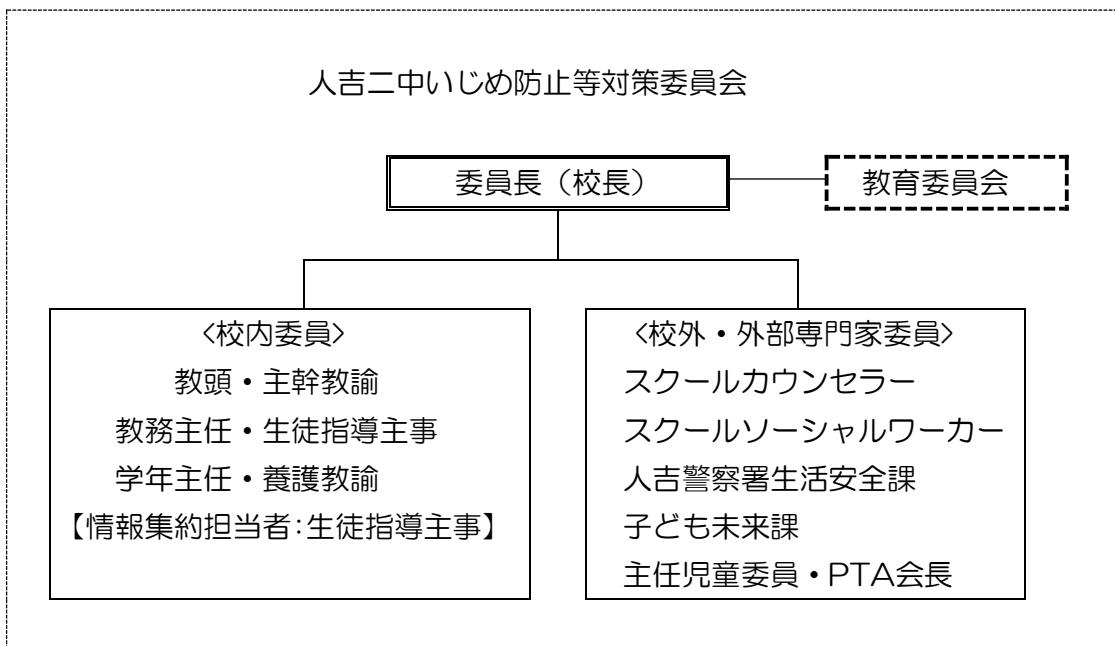
- ・「本校の基本方針」について検討を行う。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。

- ・学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・学校で把握した「いじめの重大事態」に対して、教育委員会と連携し対応する。

### (3) 構成等

本校の複数の教職員、必要に応じて心理に関する専門的な知識を有する者、外部専門家等で構成する。

- ・学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。
- ・情報の窓口を一元化するために、情報の収集等に係る情報集約担当者を組織内に置く。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とし、より実効的ないじめ問題の解決に資するとともに、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。



## 4 学校における取組

### (1) いじめ防止のための取組

- ① すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を充実させ、全ての生徒に豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進する。
- ② 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、自他の意見や能力に相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他人とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

- ④ 生徒会を中心として人権集会に取り組むとともに、「二中人権宣言」の内容を確認し、生徒の中からいじめを許さないという気運を高める。
- ⑤ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために、校内研修の年間計画の中に、「生徒指導リーフ」等を活用した研修を位置付け、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を許容するものであり、生徒の健全な育成と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長することもあることから、校内研修（不祥事防止委員会等）により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑦ 地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために PTA や学校運営協議会でいじめの問題について協議する機会を設け、いじめを許さない地域環境づくりを行う。
- ⑧ SNS 等でのいじめをなくすために家庭、地域と一体となって情報モラル教育や情報安全指導の充実を図る。また、生徒及び保護者に対して携帯電話やスマートフォン等の危険性について情報を提供するとともに、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等の普及啓発を促進する。

## **(2) いじめの早期発見の取組**

- ① いじめを早期に発見するために、月に1回の「生活アンケート」と年に1回の「心のアンケート」を実施し、その結果をもとにした教育相談を行う。
- ② PTA や学級通信等で「熊本県24時間子供 SOS ダイヤル」等の相談機関の周知や各家庭での「子どものサイン発見チェックリスト」の活用を促す。また、小さなことでも相談できるよう情報集約担当者の役割等を周知し、いじめに関する情報の早期の共有を図る。
- ③ いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会で生徒の生活の様子等に関しての情報交換を行い、いじめの未然防止を図る。
- ④ 教職員は、日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。また、ささいな兆候も見逃さず、「報告・連絡・相談」を密にして早期段階から適切に当該生徒に寄り添っていく。

## **(3) いじめに対する措置**

- ① いじめの疑いのある相談や訴えがあった場合には、その生徒の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② いじめ・不登校対策委員会が中心になり、いじめの事実の有無の確認を行う。また、家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制を整え、その対応にあたる。また、いじめた生徒に対し、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ④ いじめが犯罪行為、またはその疑いがあると認められるときは、警察へ相談し、諸問題の解決を図る。また、いじめ・不登校対策委員会だけでなく、日頃からスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、積極的な活用を図る。

## 5 重大事態への対処

### (1) 調査

#### ア 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条第1号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第28条第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

#### イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、人吉市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

#### ウ 調査を行うための組織について

調査組織は、「人吉二中いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

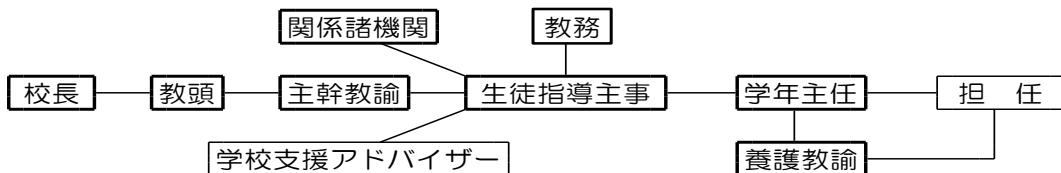
学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。

#### イ 調査結果の報告

調査結果については、人吉市教育委員会を通じて市長に報告する。

○いじめを本校の喫緊の課題の一つとして全職員で取り組む。

○「人吉二中いじめ防止等対策委員会」は生徒指導主事が受けもつ。



□ = 人吉二中いじめ防止等対策委員会

## 6 いじめ防止年間指導計画（令和7年度）

<p>《学校教育目標》 志高く 自ら考え行動・実践できる生徒の育成</p> <p>《いじめ防止指導目標》</p> <p>①学校教育活動全体を通した指導 ②集団活動の推進と生徒自身の取組の支援          ③教師と生徒・保護者との信頼関係の構築 ④生徒や保護者とふれあう時間の確保          ⑤生徒同士の仲間意識の醸成 ⑥相談しやすい環境・体制づくり</p> <p>《いじめ防止共通実践事項》</p> <p>①生徒会活動の充実 ②全職員の共通理解、共通実践          ③いじめの未然防止、早期発見、早期対応 ④家庭・地域との連携</p>			
月	信頼関係、仲間意識の醸成	未然防止、早期発見、早期対応	評価、反省、対策
4	入学式（視点1） 教育相談（視点2、4） PTA総会、授業参観、 学年・学級懇談（視点4）	いじめ・不登校対策委員会 職員会議（視点3）	
5	体育大会（視点1、2、4） 1年集団宿泊教室（視点1、視点2）	校内研修（視点3） アンケート調査（視点2、3）	
6	生徒総会（視点1） 都市中体連大会（視点1、2）	アンケート調査（視点2、3） 心のきずなを深める月間	
7	学年PTA（視点4）	アンケート調査（視点2、3） 「命を大切にする心」を育む週間 教育相談（視点2）	
8		校内研修（視点3）	
9	2年職場体験学習（視点4）	アンケート調査（視点2、3）	
10	都市中体連駅伝大会（視点1）	アンケート調査（視点2、3）	
11	二中祭（視点1、2、4） 人権集会（視点1）	アンケート調査（視点2、3）	
12	合唱コンクール（視点1、2） 生徒会立会演説会（視点1）	アンケート調査（視点2、3） (心のアンケート)	
1	私立高校推薦・専願入試（視点1） 2年修学旅行（視点1）	校内研修（視点3） アンケート調査（視点2、3）	
2	公立高校前期選抜（視点1） 2年立志式（視点1、4）	アンケート調査（視点2、3）	
3	公立高校後期選抜（視点1） 卒業式（視点1、2、4） リーダー研修（視点1、2）	教育相談（視点2）	

視点1 児童生徒同士のつながり（子供と子供）

キーワード「人間関係」

視点2 教職員と児童生徒とのつながり（先生と子供）

キーワード「信頼関係」

視点3 組織体としての教職員同士のつながり（先生と先生）

キーワード「一致団結」

視点4 学校と家庭、地域、関係機関とのつながり

キーワード「連携・協働」